**【　訪問診療（在宅療養）のご案内　】**

**１ 訪問診療とは**

訪問診療とは、病院へ通院することが困難な患者さんに対して、医師が定期的、計画的に自宅を訪問して診療を行うものです。かかりつけ医として普段から定期的に診療をさせていただくことで、いつもの様子や変化の兆候を把握できるため、急な病状変化のときも、患者さんやご家族の希望に沿って対応することができます。

【対象となる方】

◎病気や障害などで、定期的な通院が困難な方

◎脳梗塞の後遺症や神経難病などにより日常生活動作に支障のある方

◎認知症に対する医療的アドバイスを必要とされる方

◎退院後のケアを必要とされる方

◎排尿や排泄の医療的管理（カテーテルなど）を必要とされる方　…など

**2 当院の在宅医療について**

１．訪問診療（月1～2回）

・状態によって月1～2回、以下の日時の間に訪問します。

毎週 〇 曜日　 〇 時 〇 分 ～ 〇 時 〇 分

※状態が不安定な時は、月に3回以上の訪問診療を行うことも可能です。

2．検査について

【ご自宅で受けられる検査】　　　　　　　【必要時に来院して受けられる検査】

◎血液検査、各種細菌学検査　　　　　　　◎レントゲン検査、心電図検査

◎超音波検査　　◎尿検査　　　　　　　　◎胃内視鏡検査

3．在宅で可能な処置について　　※詳細につきましてはご相談ください

◎胃瘻、腸瘻、経鼻経管栄養　　　　◎ 在宅中心静脈栄養　　◎在宅自己注射

◎在宅酸素療法　　　　　◎膀胱留置カテーテル　　　　◎褥瘡管理　　　　　など

4．薬について

訪問診療後に、必要な薬の処方箋を発行いたします。ご家族が直接薬局に処方箋を持参してお薬を受け取るか、薬局から薬剤師が訪問し、薬をご自宅にお届けする制度（訪問服薬指導）もあります。薬局にご相談ください。

５．緊急時の対応について

◇平日（昼間）

　○○クリニック　　電話番号　　　　○○○-○○○-○○○○

◇休日・夜間

　 ○○クリニック　　緊急携帯電話　　○○○-○○○○-○○○○

症状をお伺いした上で必要に応じ訪問看護、往診、救急搬送の判断をさせていただきます。

6．地域連携について

ご自宅でより良い療養生活を送るためには多くの方の支援が必要です。ケアマネジャー、看護師、介護士、各種療法士、診療所、病院などと密接に連携を図り、患者さんが最適な医療を受け、安心して過ごしていただけるように努めます。

**3 診療費用について**

１．お支払い方法

医療費（医療保険）居宅療養管理指導費（介護保険）の自己負担額のお支払いについては月単位でのご請求となります。

毎月15日前後に前月分の請求書を郵送させていただきます。（通常、前月分の請求書と前々月分の領収書を－緒にお送りさせていただきます。）

2．費用の目安

生活する場所が自宅か施設であるか、お体の状態、当院から訪問診療を提供する患者さんの数、自己負担割合等によって費用が異なります。

また、処置や検査、往診等を行った場合は別途費用がかかる場合がありますので、個別の費用額については別途ご説明いたします。

例）月２回の訪問診療を行う場合の診療費・居宅療養管理指導費（※お薬の費用は含まず。）

|  |  |
| --- | --- |
| 負担割合 | 自己負担額 |
| １割 | 円 |
| ２割 | 円 |
| ３割 | 円 |

*患者・ご家族に説明する際には、金額を記載してください。*

**お問い合わせ先**

〒XXX-XXXX岐阜県○○市○○町○○

医療法人○○会　○○クリニック（病院）

TEL　XXX-XXXX　FAX　XXX-XXXX